

組織機構の一部見直しについて

総務部

令和8年4月1日からの組織について次のように一部見直しを行います。

1 変更内容

(1) リニア推進部

- ・リニア用地課を廃止
事業進捗に伴い課を廃止し、業務をリニア推進部及び国県関連事業課関連事業係へ移管する。

(2) 建設部

ア 維持管理課管理係を建設総務課へ移管し、管理事務係へ名称を変更

- ・許認可申請に関する業務等の管理業務を移管し、庶務管理部門を統合する。

イ 維持管理課長寿命化係の名称変更

- ・各部署で所管する施設の長寿命化に係る業務との混同をさけるため係名称を変更する。

(3) 市民協働環境部

- ・市民課に「マイナンバーカード係」を新設
今後もマイナンバーに係る業務が恒常的に見込まれるため、業務を担う係を新設する。

(4) こども未来健康部

- ・保健課に健康づくり推進室を新設
高血圧・がん予防、食育推進、歯周病予防などの様々な健康政策を展開する事業を統括する室を新設し、関係係を移管する。

(5) 教育委員会

ア 新文化会館整備室を文化会館へ統合

新文化会館整備にかかる基本方針の決定に伴い、新文化会館整備室を文化会館へ統合し、施設整備に係る業務の係を新設し、移管する。

(6) 市立病院

ア 経営戦略室の設置

- ・病院全体で進める経営改善について、病院内の横断の専門部署を新設する。
- ・経営企画課の「経営企画係」、医事課の「医事企画係」を統合し、「企画連携係」を設置する。
- ・経営企画課を「経理課」へ改称する。

イ 医療情報課の設置、中央病歴管理室を病歴管理係へ統合

- ・病院の情報化（DX）の推進及び管理運営の強化を進めるため、「医療情報課」を設置する。
- ・中央病歴管理室を病歴管理係へ統合する。

ウ 病床管理部の設置

- ・院長直轄部門とし病床の運用状況を管理する部門を設置する。